

令和6年第9回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和6年8月9日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室1において、第9回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員18名】

1番 井上 ながえ	2番 師岡 昭徳	3番 星野 洋子
4番 信國 政吉	5番 鳥巢 良彦 (欠席)	6番 大坪 茂
7番 大隅 高博	8番 田子森 静男	9番 空閑 正樹
10番 森高 繁美	11番 江藤 博文	12番 水上 庸子
13番 林 憲昭	14番 山内 一男	15番 田中 敏朗
16番 内田 英彦	17番 畑 和徳	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員19名】

20番 唐川 富雄	21番 高良 悟	22番 日野 孝紀
23番 田邊 由紀嗣	24番 井上 美津子	25番 大内田 豊年
26番 安陪 廣重	27番 松岡 光夫	28番 山崎 徳松
29番 小島 廣美	30番 小林 繁隆	31番 鬼塚 清明
32番 岩下 豊	33番 熊谷 明美	34番 篠原 新二
35番 平井 豊子	36番 石井 仁美	37番 森 順仁
38番 矢野 一彦		

(※21番・23番・27番・31番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 6号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康年

6. 本会議に出席した事務局職員
事務局長 日野 清宝
事務吏員 渡辺 晃

事務吏員 川 波 貴 敬
事務吏員 岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農地管理係 森 田 誠 市

(開会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和6年第9回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員18名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）19名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に3番星野委員、4番信國委員を指名いたします。よろしくお願いします。
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （渡辺）議案朗読をもって説明

3ページまで13件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から13番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

4ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）につ
いて」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 （川波）議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課（森田）挙手

議 長 農業振興課。

農業振興課 （森田）詳細について説明

5ページをお願い致します。こちらが利用権設定内訳書となっております。地域ごとに利用
権の設定状況を記載しております。真ん中にありますが、中途解約。途中で解約があった物件
の面積です。その右側にありますが、新規又は、更新によって新たに貸借の設定が行われ
た土地の面積となっております。すべての地区のトータルの面積47,009㎡となってお
ります。次のページをお願いします。こちらが新規の設定面積が若干の増となっております。
次の11ページをお開き下さい。これが、利用権設定期間別の明細表です。利用権の設定が
基本1年から最長20年まで設定ができますが、今回申し出がありました利用権の設定につ
きましては、長いもので10年、短いもので1年となっています。その分のことを標記して
います。全体の面積が47,009㎡ですが、そのうちの大半が、5年間に集中しています。
説明は以上です。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第 1 号は承認とし、市長へ通知いたします。

7 ページをお開きください。次に、議案第 2 号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号 1 番についても続けて説明をお願いします。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明

審議番号 1 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 1 番について、担当地区委員の 9 番空閑委員、24 番井上委員、8 番田子森委員、20 番唐川委員を指名いたします。

審議番号 1 番について質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第 2 号は可決致しました。

8 ページをお開き下さい。次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 朗読をもって説明

11 件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 今回は初めてですので、事務局が引き続き説明をお願い致します。審議番号 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 審議番号 1 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地、契約については、議案書記載のとおりです。申請理由につきましては、親から子への贈与となっております。既に、お子さんの農家世帯の方で、借りていた土地です。ブドウ等が作付けされておりました。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。農業委員から補足説明はございませんか。

議 長 審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番 1 番は許可といたします。

次に、審議番号 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 審議番号 2 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地、契約については、議案書記載のとおりです。今回、譲渡人の理由としましては、離農や遠方に住んであるため。共有名義になっており、それぞれ理由があります。譲受人につきましては、新規就農

となっております、自家栽培での目的です。この土地につきましては、もともと令和5年に、地番37番の一筆であったものを分筆して住宅転用がなされ、住まわれたうえで農地を取得したいということでの申請となっております。世帯状況につきましては、申請人と娘さんお二人での農家世帯との届け出となっております。営農計画としましては、サツマイモや葉物野菜、果樹を作りたいということです。農機具等につきましては、現在持っていませんが、今後必要に応じて購入するかもしれないということです。以上のことから農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。農業委員、推進委員から補足説明はございませんか。

16番 (内田委員) ありません。

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地、契約については、議案書記載のとおりです。今回、譲渡人の理由としましては、高齢のため。譲受人は、相手方の要望により譲り受けるということです。譲受人の自宅から申請土地までは約100m程度となっております。以上のことから農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。農業委員より補足説明はございませんか。

議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地、契約については、議案書記載のとおりです。今回、譲渡人の理由としましては、高齢で農地を管理できないためとなっております、譲受人の理由につきましては、自宅に隣接し耕作に便利なためということが取得理由です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 事務局の説明は終わりました。農業委員より補足説明はございませんか。

議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。7番大隅委員。

7番挙手

議 長 7番大隅委員。

7 番 (大隅委員) 審議番号 5 番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地、契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は親からの贈与。親が高齢のためということです。譲渡人の理由としましては、子への贈与です。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

議 長 審議番号 5 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 5 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番 5 番は許可といたします。次に、審議番号 6 番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 審議番号 6 番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地、契約については、議案書記載のとおりです。権利移転の理由としましては、親から子への贈与。今回、譲受人、譲渡人の住所が違いますが、一年ほど一緒に親子で営農してありましたが、今回譲渡人が施設に入られたので、親から子への贈与となっています。三奈木から大庭の土地を所有しています。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。農業委員、推進委員より補足説明はございませんか。
(「ありません」と呼ぶものあり)

議 長 審議番号 6 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 6 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番 6 番は許可といたします。次に、審議番号 7 番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 審議番号 7 番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地、契約については、議案書記載のとおりです。権利移転の理由としましては、親から子への贈与です。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。農業委員、推進委員より補足説明はございませんか。
(「ありません」と呼ぶものあり)

議 長 審議番号 7 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号 7 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番 7 番は許可といたします。次に、審議番号 8 番について、担当委員の説明を求めます。1 番井上委員。

1 番挙手

議 長 1 番井上委員。

1 番 (井上委員) 審議番号 8 番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地、については、議案書記載のとおりです。譲渡人の●●さんの方は売買。高齢であり離農されます。もう一人の譲渡人の●●さんの方は、親からの子への贈与です。譲受人はトウモロコシを植えて、バイオ燃料にするということです。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。ご審議方よ

ろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

31番 (鬼塚委員) ありません。

議長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。

18番挙手

議長 18番林委員。

18番 (林委員) 審議番号9番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。譲渡人は、相続はしたが、農家ではなく、遠方に住んでいます。昔の親戚ということで、譲受人宅の隣に農地があります。それからもう1件の方も、譲受人の農地の隣接地にあるということです。契約は贈与ということで話が整っています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

33番 (熊谷委員) ありません。

議長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。

18番挙手

議長 18番林委員。

18番 (林委員) 審議番号10番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。この土地は、譲受人の奥さんの実家の土地で、兄が亡くなって、奥さんの方も遠方に住んでおり、管理ができない状況です。譲受人の方に贈与となっています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

33番 (熊谷委員) ありません。

議長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。17番畑委員。

17番挙手

議長 17番畑委員。

17番 (畑委員) 審議番号11番について説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大。譲渡人は、規模縮小となっています。この土地につきましては、平成29年の災害を受けて、流失しており、現在は、存在しません。この土地と隣り合わせの譲受人の農地も同じように流失

しており、今回朝倉市が農地改良復旧工事において、譲受人の農地とこの申請土地とくっ付けた状態で、農地復旧するように計画されています。私もこの流域の委員を務めておりますので、確認済みであります。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

22番 (日野委員) ありません。

議長 審議番号11番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

14時40分まで休憩します。

14時26分休憩

14時52分再開

議長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。13ページをお開きください。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし事務局の説明を求めます。引き続き審議番号11番についての説明も願います。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明

引き続き審議番号11番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は、宅地分譲(1区画)です。転用の理由は、申請地は住環境がよいことから宅地を造成し収入を得るものです。参考事項としては、第1種住居地域、道路用地の部分が65㎡です。農地法の運用につきましては、用途地域が定められている農地に該当します。農地の区分は、都市計画用途区域内の第3種農地となっています。また、雨水は、申請地南に道路沿いに側溝を新設し、側溝を通して水路に流す計画です。汚水や生活雑排水については、合併浄化槽を設置する予定です。水利については、水利組合より水利承諾書をもってあります。ご審議方よろしく願ひ致します。

議長 事務局の説明は終わりました。農業委員、推進委員から補足説明はございませんか。

(「ありません。」と呼ぶ者あり)

審議番号11番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号11番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号11番は承認といたします。次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (渡辺) 審議番号2番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は、露天資材置き場(敷地拡張)です。転用の理由は、既存の資材置き場が手狭になってきたため整備するものです。契約は売買です。参考事項としては、既存敷地3,350㎡です。農地法の運用につきましては、10ha以上の一団の農地(敷地

拡張)に該当します。農地の区分は、農用地区域外の第1種農地となっています。また、雨水は、申請地南にある既存の溜樹に集めて、放流します。汚水や生活雑排水については、発生しません。水利については、行政区会長から条件付きで水利承諾書をもってあります。条件としては、定期的な清掃です。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明は終わりました。農業委員、推進委員から補足説明はございませんか。
(「ありません。」と呼ぶ者あり)

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。
7番挙手

議 長 7番大隅委員。
7番 (大隅委員) 審議番号3番を説明致します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は、宅地分譲(3区画)です。転用の理由は、申請地周辺は住環境がよいことから、宅地を造成し収入を得るものです。契約は売買です。汚水は、下水道接続です。雨水は水路があるので、そちらに接続します。参考事項としては、第1種住居地域です。農地法の運用につきましては、用途地域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。14ページをお開き下さい。次に、議案第5号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手

議 長 事務局。
事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番から4番については、推進機構からの買い入れです。また、審議番号5番から8番については、推進機構への売り渡しになります。以上1番から8番の案件については、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番から8番を一括とし、質問や意見はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号1番から8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、議案第5号は承認とし、市長に通知いたします。
26ページをお開きください。次に、議案第6号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。引き続き、審議番号1番の説明もお願いします。
事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。
17ページまで4件ございます。引き続き、審議番号1番について説明を致します。申請人、申請土地は記載のとおりです。農地の状況としましては、都市計画用途区域内、第一種住居地域、第三種農地です。平成14年撮影の航空写真で、駐車場用地となっていること、20年以上経過していることを確認しています。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 事務局長の説明は終わりました。農業委員より補足説明はございませんか。
6番 (大坪委員) 現地を確認しましたが、申請人の夫に確認をしましたが、駐車場になりもう40年以上になるとのことでした。やっとこの申請をしたことを聞きました。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認と致します。次に、審議番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局 事務局挙手

議長 事務局。
事務局 (渡辺) 審議番号2番を説明致します。申請人、申請土地は記載のとおりです。農地の状況としましては、農用地区域外、第一種農地(集落接続)にあたります。平成11年撮影の航空写真で宅地の一部になっていることを確認しています。20年以上経過しています。なお、申請農地の南側に、長年倉庫が建っておりましたが、最近壊されたとのことでした。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は終わりました。農業委員より補足説明はありませんか。
8番 (田子森委員) ありません。

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認と致します。
次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局 事務局挙手

議長 事務局。
事務局 (渡辺) 審議番号3番を説明致します。申請人、申請土地は記載のとおりです。農地の状況としましては、農用地区域外です。第一種農地(集落接続)です。平成15年撮影の航空写真でも宅地になっていることを確認できています。20年以上の経過しております。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は終わりました。農業委員、推進委員より補足説明はありませんか。
(「ありません。」と呼ぶ者あり)

議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認と致します。
次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。
事務局 事務局挙手

議長 事務局。

事務局 （渡辺）審議番号４番を説明致します。申請人、申請土地は記載のとおりです。農地の現状としましては、農用地区域外です。第１種農地（集落接続）です。平成１５年撮影の航空写真でも宅地になっていることを確認できています。２０年以上の経過していることを確認しています。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明は終わりました。農業委員、推進委員より補足説明はありませんか。

１３番 （林委員）ありません。

議 長 審議番号４番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号４番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号４番は承認と致します。

以上を持ちまして、すべての議案等の審議が終了しました。

（会議終了時刻 １５：０８）